

許さない！！不正軽油

県北広域本部管内軽油抜取調査実施中

不正軽油は軽油引取税の悪質な脱税行為であるとともに、
環境にも悪い影響を与えます。

不正軽油を一掃するため、本日、県北広域本部管内で
抜取調査を実施しています。
燃料の抜取調査にご協力をお願いします！

不正軽油とは・・・

軽油引取税を免れる目的で、県の承認を受けずに自動車用燃料として販売、消費される灯油、A重油、またはこれらを混和して増量又は製造された軽油等の不正な燃料をいいます。

抜取調査とは・・・

灯油、A重油には、識別剤（クマリン）が添加されており、これらが軽油に混和された場合、容易にチェックできます。これを利用して、採取した燃料に試薬を加え、紫外線を照射して分析する調査です。

正常な軽油であるかどうかを判定するために必要な時間は、数分間です。
なお、調査を拒否したり妨害した場合、また質問に対して虚偽の回答をした場合等には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されることがあります。

軽油引取税の不正をなくすために、熊本県では軽油の検査を常時行っています。
購入された軽油に不審な点があった場合等にはお近くの広域本部にお知らせください。

熊本県県北広域本部課税課
住所: 菊池市隈府1272-10
TEL: 0968-25-4327